

採用活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生等の市内就職を促進するため、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、市内の中小企業者等が行う非接触型のWebを活用した面接及び説明会のために必要な事業に対して、市が予算の範囲内でその経費の一部を助成することにより、中小企業者等の採用活動を支援し、もって本市の産業活性化に寄与することを目的に必要な事項を定めるものとする。これに定めのない場合は、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）によるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、Webを活用した面接又は説明会及びその実施方法に対するサポートとする。ただし、他に国・県等の公的補助を受けている事業は補助の対象とする事業としない。

2 補助の対象とする事業の期間は2020年4月1日から2021年3月31日までとする。ただし、補助金の申請時点で当該事業が終了している場合はこれを補助の対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者で、福山市内に本社又は主たる事業所を有する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、Webを活用した面接や説明会を行うために要する次に掲げる事業費等及びその他市長が必要と認める経費とする。

- (1) Web面接や説明会を行うためのWebサービス利用料又はソフト利用料（導入費、継続費）
- (2) Web合同説明会等への参加費用
- (3) Web説明会のための動画制作等に係る委託料や動画制作のためのソフト利用料（導入費、継続費）
- (4) Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート等に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。この場合において、補助率は10/10、補助金の限度額は10万円とする。

(募集)

第6条 募集は公募により行うものとする。

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を、公募において指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼事業計画書（採用活動支援事業）（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 市税完納証明書
- (4) 支払相手方登録依頼書（福山市に提出済みの場合はこの限りではない。）

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該事業の内容が適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、採用活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(事業計画の変更)

第9条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書等（必要書類を含む。）に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更・取下承認申請書（様式第4号）」に「変更収支予算書（様式第5号）」を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、次に定める書類を、補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（採用活動支援）（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

第11条 市長は、前条の「事業実績報告書（採用活動支援）」を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「採用活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）」により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は2020年（令和2年）5月15日から施行し、同年4月1日以後に実施の第2条に規定する補助対象事業について適用する。